

そとがはま 議会だより 号外

令和5年3月

外ヶ浜町公式ホームページ ● <http://www.town.sotogahama.lg.jp>

公文書管理と鈴木議長の不当な強要に関する 調査特別委員会（百条調査特別委員会）

～全14回の委員会を経て最終報告～

町が発注した除排雪業務の「業務委託契約書」（案）が鈴木議長宅の郵便受けに入っていたことに対する公文書管理についての調査、及び鈴木議長が「業務委託契約書」（案）を持参して柚谷議員宅を訪問し不当な強要をしたことについての調査を目的として、令和2年12月9日の第124回定例会第3日目に議員6名より発議された「公文書管理と鈴木議長の不当な強要に関する調査特別委員会」（百条調査特別委員会）が賛成多数により可決、設置されました。

百条調査特別委員会では全14回の委員会を開催し最終報告書をまとめ、令和4年10月31日の第138回臨時会に、地方自治法第100条第7項に規定する虚偽の陳述がなされたことにより同条第9項に基づき鈴木議長を告発する委員長報告をしました。

当号外では、これまでの経過と委員長報告、各委員から出された質疑、討論等をまとめ、町民の皆様へお知らせいたします。

【解説】百条委員会とは

地方自治法第100条に基づき、地方議会が自治体の事務について調査する必要があると判断した場合に設ける委員会。正当な理由なく出頭、証言、記録の提出を拒否したり偽証した場合は、議会の告発により罰せられる。

※地方自治法第100条

第1項

普通地方公共団体の議会は、当該普通地方公共団体の事務に関する調査を行うことができる。この場合において、当該調査を行うため特に必要があると認めるときは、選挙人その他の関係人の出頭及び証言並びに記録の提出を請求することができる。

目次

○第1回～第14回

百条調査特別委員会経過／2～3

○委員長報告／4～11

○質疑概要／12～14

○賛成討論・反対討論／15～18

回数	開催日	概要	開催場所	公開/非公開
第9回	令和3年 12月27日	・証人尋問（※共通事項のみ非公開） ・記録文書の要求	議場	公開
第10回	令和4年 1月27日	・特別委員会の運営	議場	非公開
第11回	令和4年 2月22日	・特別委員会の運営	議場	公開
第12回	令和4年 3月30日	・中間報告書の協議	議場	公開
第13回	令和4年 7月19日	・中間報告書の確認 中間報告書を可決 ・最終報告書（案）の審議 最終報告書を可決	議場	公開
第14回	令和4年 10月20日	・委員長報告の審議 委員長報告を可決	議場	公開

令和4年10月20日開催の第14回「公文書管理と鈴木議長の不当な強要に関する調査特別委員会」で可決された委員長報告（最終報告）では、「公文書管理」については、行政側が公文書の保管、管理が不十分であったことを認め、改善をしていく姿勢がみられるとして、今後も行政側の取組を注視していくこととしました。

また、「鈴木議長の不当な強要」に関しては、鈴木議長の証人尋問での証言は信用できず虚偽であると判断し、告発することとしました。

この委員長報告は、令和4年10月31日開催の第138回臨時会で諮ることとなりました。

【解説】証人尋問とは
 調査事項に関わりのある人を証人として呼び出し、委員のほうから調査事項に関する質問をするもので、出頭要求がある場合、それを拒むことはできない。
 また、証人は、メモなどの文書や筆記用具を持ち込むことはできず、記憶を頼りに質問に回答することとなる。
 なお、議会は、宣誓した証人が虚偽の陳述をしたと認めるときは、告発しなければならない。
 ※地方自治法第100条
 第7項
 第2項において準用する民事訴訟に関する法令の規定により宣誓した選挙人その他の関係人が虚偽の陳述をしたときは、これを3箇月以上5年以下の禁錮に処する。

百条調査特別委員会経過報告

令和2年12月9日、第124回定例会において設置された、「公文書管理と鈴木議長の不当な強要に関する調査特別委員会」（百条調査特別委員会）は全14回開催し終了しました。その経過と概要を報告します。

百条調査特別委員会構成メンバー			
委員長	安藤 英博	副委員長	福井 洋一
委員	記田 慶市	委員	浜谷 恭市
委員	戎 修	委員	石岡 勉
委員	高坂 茂	委員	三上 満
委員	原 芳雄		

※鈴木進議長、柚谷和穂議員は、当事者のため非委員。

回数	開催日	概要	開催場所	公開/非公開
第1回	令和2年 12月22日	・組織会（正副委員長互選） 委員長に安藤英博委員 副委員長に福井洋一委員を選出 ・記録文書の要求	委員会室	非公開
第2回	令和3年 1月21日	・特別委員会の運営 ・記録文書の要求、証人の出頭要求	議場	公開
第3回	令和3年 2月19日	・証人尋問（※共通事項のみ非公開）	議場	公開
第4回	令和3年 6月2日	・記録文書の要求、証人の出頭要求 ・弁護士の選定	議場	公開
第5回	令和3年 6月24日	・証人尋問（※共通事項のみ非公開） ・証人の出頭要求	議場	公開
第6回	令和3年 7月28日	・証人尋問（※共通事項のみ非公開）	議場	公開
第7回	令和3年 10月27日	・弁護士の講習会 ・証人の出頭要求	委員会室	非公開
第8回	令和3年 11月25日	・証人尋問（※共通事項のみ非公開） ・証人の出頭要求	議場	公開

百条調査特別委員会委員長報告

令和4年10月20日開催の第14回「公文書管理と鈴木議長の不当な強要に関する調査特別委員会」で審議された委員長報告（最終報告）の概要は次のとおりです。

地方公共団体（行政、議会）は、市民の負託を受けて町政を行っており、このため公文書を作成し、市民のためにこれを保管し、情報公開の制度に基づいて市民の閲覧等に供し、情報公開をしている。

そして、行政と議会が車の両輪として、市民の安全、安心を担保し、幸福な生活を実現するために努力をしているところである。

ところが、今回、車輪の一方である行政が、情報公開制度に基づかず公文書のコピーを庁舎外に流出させるという事案を発生させ、もう一方の車輪である議会において長を務める鈴木議長が公文書の管理から逸脱した公文書のコピーを袖谷議員宅に持参し、交付するという事案を本町において発生させた。

そこで、本町議会は、公文書の管理、保管、庁外に流出した経緯、原因、また鈴木議長が袖谷議員宅に公文書のコピーを持参し、交

付したことの背景、とりわけ鈴木議長が袖谷議員宅を訪ねた動機や目的、発言内容等を明らかにすること、町政の法令遵守を徹底し、再発防止と信頼回復を図ることとした。そのため令和2年12月9日開催の第124回外ヶ浜町議会定例会において、発議第1号、公文書管理と鈴木議長の不当な強要に関する調査の決議（案）が提出され、同案は賛成多数により可決された。

当該議決により関係人の出頭及び証言並びに記録の提出請求に強制力のある地方自治法第100条の規定による調査権を付与した「公文書管理と鈴木議長の不当な強要に関する調査特別委員会」（以下、「本委員会」という。）を設置した。

本委員会は、関係者から提出された記録を精査の上、5回にわたる証人尋問を実施した。①公文書の管理、保管はどのようになされていたのか。また、公文書のコピーはどのように流

れたのか。また、公文書のコピーはどのように流

出されたのか。②鈴木議長が袖谷議員宅を訪ねた目的は何か。また、不当な強要はあったのか。という観点から検討した。

令和4年3月に提出された中間報告書を基に、その後の本委員会において、本不祥事の検討を行った。そして、本報告書では、中間報告書で報告した内容に追記するとともに、証人尋問の内容に検討を加え、本件不祥事の再発防止と偽証の有無に関し、検討の結果を記載した。

公文書の管理、保管がどのようになされていたのか。また、公文書のコピーはどのように流出されたのか。との点について中間報告書及び各証人尋問における証言に基づき、検討を行った。

公文書の管理、保管がどのようになされていたのか。また、公文書のコピーはどのように流出されたのか。との点について中間報告書及び各証人尋問における証言に基づき、検討を行った。

第3回委員会の元建設課長・前建設課長・現建設課長・総務課長の証言

◆三浦証人（元建設課長）
石岡委員の尋問に対し、「平成26年当時から除排雪の業務委託契約書を含む契約書綴りは、通常、課のキャビン内において、鍵を施錠しておらず誰でも見ようと思えば見られます。」

原委員の尋問に対し、「そういうコピーが出回っているということは本来あり得ないことで、当然、正当ではないと思います。」

◆嶋崎証人（前建設課長）
石岡委員の尋問に対し、「執務室のキャビンも鍵はかけられておりません。1階の耐火倉庫、こちらも普段は施錠されておりません。」

原委員の尋問に対し、「今後はやっぱりその文書管理に関しては、役場全庁の態勢として、もうちょっと厳しくする必要があるのであるのかなというふうに考えております。」

では、職員一同、真摯に反省して、再発がないように努めたいと思います。」
石岡委員の尋問に対し、「今回出てしまったことは、非常に残念なことではありますが、こういったことが二度とないよう、しっかりと文書管理規定も、ちょっと見直すところは見直して、しっかりと運用していくべきというふうに考えております。」

調査の結晶

本委員会は、地方自治法第100条に基づく事務に関する調査として、公文書管理について、記録の提出を求めるとともに各証人尋問を行った。

その結果、平成26年度の除排雪の業務委託契約書（案）という公文書のコピーが庁舎外に漏れたことは事実であった。しかし、誰が、どのように流出させたまでには特定できなかった。

また、公文書管理規定が明確化されているとは言え

他課の職員は見る事が可能だとは思いますが。」

原委員の尋問に対し、「公文書が普通の状態でない状態で出回るといふことは、あってはならないことだと思えますし、今後はそのようなことがないように気をつけていかなければならぬのかなと考えています。」

◆外崎証人（総務課長）
石岡委員の尋問に対し、「文書の保管、管理については、今後どうあるべきか、検討をしていきたいと思えます。ただ、庁舎内の状況も把握しながら、検討をしていくことなると思っています。そして、今現在1階の書庫、先ほど来証人、鍵がかかっているというお話

をされていますので、そこについては鍵をかけて、必要の方は総務課から鍵を借りるなりして、中に入るといった対処を考えてございます。」

記田委員の尋問に対し、「1階の耐火倉庫にありま

すけれども、そこは施錠がされていないので、建設課だけではないので、背びれには平成26年度除排雪業務委託ということであるんで、

第5回委員会の山崎町長の証言

第5回委員会の山崎町長の証言

第5回委員会の山崎町長の証言

第5回委員会の山崎町長の証言

ず、必然的にその運用も曖昧で、公文書の保管、管理は杜撰であった。

調査の総括

調査結果のとおり、公文書管理については、情報公開制度に基づかず公文書のコピーが流出しており、公文書管理規定が明確化されているとは言えず、必然的にその運用も曖昧で、公文書の保管、管理は杜撰であった。したがって、問題がある」と指摘せざるを得ず、山崎町長はじめ執行部には猛省を促さざるを得ない。

但し、証人尋問においては、元建設課長、前建設課長、現建設課長、総務課長、町長が、公文書の保管、管理が不十分であったことを認め、庁舎外に公文書が漏れるということを反省し、改善する必要がある」とし、書庫への施錠の実施、公文書管理規定の見直し等、公文書の管理に関して、今後、真摯に向き合い、改善をしていく姿勢が見られた。

鈴木議長の不当な強要について

鈴木議長が柚谷議員宅を訪ね、不当な強要を行ったのかという観点から中間報告書及び各証人尋問における証言に基づく検討を行った。

調査の総括

本委員会は、地方自治法第100条の規定に基づく事務の調査として、鈴木議

長が公文書のコピーが情報公開制度によらずに今回のように庁舎外へ流出することがないよう、行政側では公文書の保管、管理の徹底、公文書管理規定の見直し等も含め実施するとしているが、我々議会、議員としても提言をしていくとともに、今後とも行政側の取り組みを注視していくことが必要であるという結論に至った。

第5回委員会⑤ 山崎町長の証言

長の不当な強要の存否を解明するために記録の提出を求めるとともに山崎町長、鈴木議長、柚谷議員の証人尋問を行った。

福井委員の「鈴木議長が昨年4月6日に、役場の公文書のコピーを持って、臨時議会のある4月7日午前中までに返事ほしいと、帰って行ったことをどう捉えますか。」との質問に対し、山崎町長は「お互い2人の何か思惑があったんでしよう。議長が持って行ったとされる前日に、私と議長で副町長の件でお願いしに行っているわけですね。なので、わざわざ翌日に行くかなということ、私は本当かなと、最初は思っていました。」と証言し、鈴木議長の行動を懐疑的に捉えていた。

第6回委員会⑥ 山崎町長の証言

福井委員の「証人は昨年4月4日土曜日、午後5時57分ですかね。私の携帯に電話をかけてきております。そのことを覚えておりますか。」との質問に対し、山崎町長は「時間まで把握しておりませんが、多分、議員の皆さんに電話したのかと思います。」と証言する。安藤委員長の副町長の人事案件について「それに対し、勝算がありますと言ったことを覚えておりますか。」との質問に対し、山

第6回委員会⑥ 鈴木議長の証言

山崎町長は「私の記憶では安藤議員でなく、福井議員としたように覚えております。」と断定的な証言をし、福井委員の質問には「勝つ馬に乗る人を増やしたかっ」という感じで、皆さんには言ったように感じます。」と証言する。

福井委員の「証人は昨年4月4日土曜日、午後5時57分ですかね。私の携帯に電話をかけてきております。そのことを覚えておりますか。」との質問に対し、山崎町長は「時間まで把握しておりませんが、多分、議員の皆さんに電話したのかと思います。」と証言する。安藤委員長の副町長の人事案件について「それに対し、勝算がありますと言ったことを覚えておりますか。」との質問に対し、山

山崎町長は「私の記憶では安藤議員でなく、福井議員としたように覚えております。」と断定的な証言をし、福井委員の質問には「勝つ馬に乗る人を増やしたかっ」という感じで、皆さんには言ったように感じます。」と証言する。

福井委員の「証人は昨年4月4日土曜日、午後5時57分ですかね。私の携帯に電話をかけてきております。そのことを覚えておりますか。」との質問に対し、山崎町長は「時間まで把握しておりませんが、多分、議員の皆さんに電話したのかと思います。」と証言する。安藤委員長の副町長の人事案件について「それに対し、勝算がありますと言ったことを覚えておりますか。」との質問に対し、山

山崎町長は「私の記憶では安藤議員でなく、福井議員としたように覚えております。」と断定的な証言をし、福井委員の質問には「勝つ馬に乗る人を増やしたかっ」という感じで、皆さんには言ったように感じます。」と証言する。

に翌日(4月7日)の午前中までと唐突に極めて接近した日時を指定した点に、柚谷議員を副町長人事案件に引き込もうとする強い意図が感じられる。

②石岡委員の「先に担当課である建設課に、経緯を伺ったほうが、順番として先だと思えますが。」との質問に対し、鈴木議長は「当然、そのとおりだと思います。でも、当時の決裁した三役、建設課長はいなかったわけですから、私はいない人に聞くよりも、要は請け負った人に聞いた方がいいでしょ。」と証言する。

しかし、鈴木議長は議員経験が長く、「外ヶ浜町における職員からの内部通報の処理に関する要綱」を知り得る立場にあり、情報公開制度には精通しているものと考えられる。なぜ、公文書のコピーを行政側の建設課又は総務課に提供し、公文書のコピー流出に関する問題提起をしなかったの

か、疑問がある。また、当時の決裁した三役、建設課長が交代していても、記録は当然に残っており、契約の経緯は容易に調査可能であったはずである。

にもかかわらず、鈴木議長が柚谷議員の下に公文書のコピーを持参した行為には業務委託契約の経緯を明らかにするということとは別の目的や意図が窺われる。③石岡委員の「去年の4月6日、柚谷議員宅にその書類を持って行きました。その翌日の午後、柚谷議員もこの議場に来るわけですから、午前中までと言ったのか。」との質問に対し、鈴木議長は「翌日の4月7日というのは、要は副町長の人事案件があります。私としては、あくまでもそれはそれで、これはこれという考えで、午前中ということでお話をしました。」と証言している。

しかし、なぜ、回答期限を大事な副町長の人事案件がある同日の午前中までと

して、わざわざ副町長の人事案件の審議の時間帯と重ね合わせたのか、合理的な説明がつかない。

④記田委員の「法人である会社の登記簿謄本では、まだまだいっばい登記事項があるわけですが、なんで、この役員名簿だけを、持って行ったのか。」との質問に対し、鈴木議長は「要は、私が知りたいのは、会社概要、会社の事業目的、そんなものは一切知りたいとは思っていませんでした。」と証言する。また、我委員の尋問に対し、鈴木議長は「兼業に当らない。」と証言している。

しかし、役員名簿だけを持参した行動には業務委託契約の経緯を明らかにするということが別の目的や意図が窺われる。⑤福井委員の「副町長の人事案件で2人で行動することを、証人から持ちかけたものなのか、それとも町長からお願ひされたものなのか、再度、確認させてい

ただきます。」との質問に対し、鈴木議長は「これは、どちらとも言えないと思います。町長は、議員と連絡がつかないということ、私は、私でのまた、そういう思いがありましたので、それはどちらからとは言えませんが。」と証言している。

鈴木議長は少なくとも副町長の人事案件に対する主体的な、あるいは積極的な関与を否定していないものである。

第8回委員会⑧ 柚谷議員の証言

①第6回委員会で、原委員の「柚谷議員は、なぜ除排雪の仕事をしたのか、その理由は、行って解明したのでしょうか。」の質問に対し、鈴木議長は「私のその質問に対しての答えはありませんでした。」と証言している。それに対し安藤委員長の「それに対して、柚谷証人はどのような受け答えをしたのですか。」との

質問に対し、柚谷証人は「この契約の経緯について、詳細に20分ぐらい説明をしたことを覚えております。」と証言する。

2人の証言は真つ向から相反しており、どちらかが事実と異なる話をしていると言わざるを得ない。

②記田委員の「4月7日の昼までに返事をいただきました。このときに正午までの期限に、柚谷証人は何かの返事を返したのかどうか、確認したい。」との質問に対し、柚谷証人は「7日の正午までの返事に対しては、してございませんでした。私は何らこの契約書の中に議員をやめなければならぬ、違法ではないということを確信しております。だから、そういう返事をしなかつたわけでありませんでした。」と証言する。

業務委託契約自体が直ちに違法であることを窺わせる事情は認められず、柚谷証人の証言には信用性が認められる。

③福井委員の「そして4月6日に柚谷証人から電話がありまして、『議長が来て今帰って行った』と。『町長が副町長人事で勝算があるって言ったのは、そのことであつたか』と。柚谷証人から私に電話があつたわけです。その辺のこと、もう一度お尋ねします。」との質問に対し、柚谷証人は「4日にそういう町長の勝算があるということがございまして、そしてその2日後に鈴木議長が今度は1人でまいりまして、公文書を私に見せまして、こういう内容だと柚谷先輩、議員を辞めなければならぬ内容になっていくよというところで、7日の正午までに返事をくださいということ帰ったわけです。そのことを、鈴木議長が帰ってすぐ、福井議員にこのことを申し上げました。6日のことでしたので、『7日の臨時議会、何があるかわからないから、早めに役場に行こう』ということ、電話を切つ

たことを記憶いたしております。」と証言する。

柚谷証人と福井議員との間で、4月4日から7日までの期間の出来事について事実確認と情報共有がされておられ、そのやりとりには信用性が認められる。

④石岡委員の「鈴木議長と柚谷証人は日常的に世間話や雑談または電話や会話ができるような状況であつたか。」との質問に対し、柚谷証人は「普通の議員同士の間柄で、いつでも何かあれば話し合える。そんな間柄である。」と証言する。

2人の間柄がいつでも話し合える関係であることからすると、鈴木議長が公文書のコピーに係る契約に問題性を感じていたのであれば、なぜ2月中旬から4月6日までの間に柚谷証人に話さなかつたのか、疑問を禁じ得ない。

第9回委員会 鈴木議長の証言

①安藤委員長の「鈴木証

人は昨年4月6日に柚谷議員宅を訪ね、4月7日に返答を求めているが一般常識上、相手に返答を求める場合には1週間なり、1カ月程度期間を置くべきではないか。」との質問に対し、鈴木議長は「前回、私が証言したとおりである。」と証言するが、第6回委員会では、この質問はなされておらず、回答もない。4月7日以降のスケジュールが全部入っていると証言しているに過ぎない。質問に対する回答期限を24時間も置かず、性急に回答を求めた理由について、合理的な説明はない。

②原委員の「調査会社に依頼したのは何月何日ですか。」との質問に対し、鈴木議長は「4月6日、9時以降だと思います。来たのが、11時過ぎと。」と証言する。

社の定款等を調査会社に依頼したのか、そのことについての合理的説明はない。そして、依頼すればその日に受領できることを判って依頼しているはずであるが、登記情報を受領後すぐ柚谷議員宅に持って行かなければならなかつた理由についても、合理的な説明はない。

ところが、鈴木議長が調査会社に登記情報を請求したのは4月6日の午前中であり、その午後には早くも柚谷議員宅を訪問しており、調査に時間をかけていたのか、スケジュール一杯で忙しかつたとの話とは矛盾する行動を取っている。また、2月中旬から4月6日までの間には登記情報すら請求しておらず、鈴木議長が具体的な調査活動をしていたことに関する説明もなく、徒に時間が経過していただけてあつた。鈴木議長が登記情報の請求という調査活動を4月5日まで行わなかつたのに、4月6日になってその調査をしたのは、4月7日の副町長の人事案件を可決させるためであると考えるのが自然である。

④原委員の「柚谷議員は契約の経緯について20分ほど説明したと証言している。この内容だと辞めなければいけない業務委託契約書の中のどの部分を指して言ったのですか。」との質問に

対し、鈴木議長は「私は、柚谷議員に対しては、この内容だとあなたは失職しなければいけないとか、一切言つてません。原委員の尋問に答弁できない。」と再度、否定の証言をする。

⑤記田委員の「三既観光開発株式会社の除排雪業務委託は、柚谷議員が今もこれは兼業に当らないと考えているか。」との質問に対し、鈴木議長は「兼業には値しないと、私は思っています。」と再度、証言する。

だとすると、柚谷議員宅に役員名簿を持つて行ったことの合理的理由が見当たらない。

⑥記田委員の「三既観光開発株式会社の役員名簿を見れば、次の日7日の臨時議会の副町長の人事案件は議長裁決に持ち込めるものだと確信したので、わざわざ前日、その夕方に急いで龍飛まで行く必要があつたのではないか。」との質問に対し、鈴木議長は「副町長の案件と、三既観光開

発株式会社を除排雪の業務委託(案)は、別問題であります。」と再度、否定の証言をする。

⑦記田委員の「これは昨年2月中旬に鈴木議長の郵便受けにあつた。今までの答弁と同じなんです。」と再度、否定の証言をする。

6日の午前中に委託業者から、その依頼したものが来た。それで、その役員名簿に柚谷議員の代表取締役の確認と、その日の柚谷議員宅に急いで、次の日の午前中までに返事を求めたこと等々からいくと、鈴木証人が、それはそれ、これはこれと証言を今もしてしま

ただども、私は証言していることと、これは矛盾しているのではないかとこの質問に感じます。」との尋問に対し、鈴木議長は「そういうことはありません。」と再度、否定の証言をする。

⑧石岡委員の「議員同士敵対関係でないとするれば、4月6日に行つたのは不自然でならない。本当に2月

中旬から4月6日まで、柚谷議員とこの話は一つでもできない、そういう状況でしたか。」との質問に対し、鈴木議長は「石岡委員が言われたとおりに、3月定例会も毎日お会いしていますので、話すことは可能だつた。」と証言する。

⑨石岡委員の「発注した側になぜ聞かないんですか。当時の部下の方はまだ役場におられます。そういうことから考えても、どうも鈴木証人の言っていることとやっている内容は整合性が取れていない。翌日の4月7日しか見当たらない。これは完全につながっている、リンクしている。鈴木証人からしてみれば問題外ですか。」との質問に対し、鈴木議長は「柚谷議員に、私はそういう話は一切しておりません。委員の方々はそれを全部含めて、副町長の案件ですよと持つていきま

すけども、あくまでも言つてないものに対して言つたと言われます。」と再度、

否定の証言をする。

しかし、鈴木議長は、委託者側である役場にいくだけでも問い合わせができたのに問い合わせをしなかつたことに合理的な理由は認め難い。

⑩福井委員の「令和2年3月28日午後1時22分、鈴木証人から私の携帯電話に電話があり、町長と2人で私の家に来ています。その際、提案者である町長ではなく、鈴木証人自ら(氏名非公開)さんの経歴書を出し、自分自身が会つて来たこと、また、(氏名非公開)さんの経歴を紹介し、風力発電、ホタテの残渣処理等にも詳しく、町にふさわしい方だと、よろしくお願いますと鈴木証人が頭を下

げ、同席した町長は帰り際に、『お願いします。』と帰っています。正しく鈴木証人が副町長の人事を提案し、賛同を求めたことは事実ではないか。」との質問に対し、鈴木議長は「それは事実ではございません。3月定例

会るときには、今は提案すべきではないのではないかと、こういう声があるというのを聞きまして、私は町長にその旨を伝え、追加日程は出さなかつた。候補者と1回顔合わせを兼ねた形で懇談会を副議長とも話をし、そこで日程を決めたわけです。町長は副町長の人事案件でお願いする、私は履歴の中で、是非とも出してくださいと記憶しております。」と証言する。

しかし、鈴木議長が副町長の人事案件について町長と行動を共にしたことについては、町長も鈴木議長も認める事実であり、鈴木議長が人事案件に賛同を求めると認めて差し支えない。

⑪福井委員の「鈴木証人の言動は、副町長の人事案件がある臨時議会の前日の4月6日に柚谷議員を訪ね、強要に当たる4月7日に返答を求めたのではないですか。7日の臨時議会で副町長の人事案件を可決するた

めの言動であったのではないですか。」との尋問に対し、鈴木議長は「そういうことはございません。」と証言する。

鈴木議長は4月6日の柚谷議員に対し、強要に当たる言動はないとしているが、公文書のコピーを役場に提供せず、4月6日午前におさわぎ調査会社に三厩観光開発株式会社の登記情報を請求し、その後に公文書のコピーと役員名簿を柚谷議員宅に持参したことは、副町長の人事案件との強い関連性があると考えざるを得ない。

第12回委員会について

①中間報告書の協議に関する件について

イ) 公文書管理に関することの中に証人尋問の内容に3点を追加する。

ロ) 鈴木議長の不当な強要に関する内容の中に証人尋問の内容に3点を追加する。②最終報告書に関する件について

イ) 今後も証人尋問を行うのか、行わないのか採決となり、委員長裁決の結果、行わないことになった。

ロ) 福井委員が発言した山崎町長に対する尋問内容は鈴木議長の不当な強要とは関連性がなく最終報告書に載せるべきでないと言言に対し、採決となり、委員長裁決の結果、載せることになった。

ハ) 浜谷委員から「鈴木議長に対する疑義として、業務委託契約書を持って柚谷議員のところに向かった」とその文書に柚谷議員として、後ろめたさを消すために、鈴木議長が私を脅迫した。このように言っているのではないかと、私は疑義を持っており、お互いに疑義がある。」と最終報告書に盛り込んでほしい旨の発言があった。

以上、中間報告書の検討を行うとともに、各委員からの尋問の内容と各証人の証言について、証言の信用性の検討を経験則に基づいて行った。

調査の検討と総括

鈴木議長が令和2年4月6日、柚谷議員宅を訪問し、平成26年1月28日三厩観光開発株式会社と外ヶ浜町との間で締結された除排雪の「業務委託契約書(案)」「業務委託契約の締結について」「三厩観光開発株式会社」の登記情報」の3枚の書面を持参し、交付したことは争いのない事実である。

鈴木議長は、議員経験が長く「外ヶ浜町における職員からの内部通報の処理に関する要綱」の第4条2項により実名を記し、総務課に通報することになっていないことを知り得る立場にあること、情報公開制度上からも公文書のコピー流出には問題があることを認識していたはずである。そうであるならば、公文書のコピーを建設課又は総務課に提供して、不適切な公文書のコピー流出の事実を指摘し、公文書管理のあり方を問題提起すべき立場にあった。

ところが、鈴木議長はこの点を否認し、虚偽の証言をしている。そして、第6回委員会の中で鈴木議長は、「私のその質問に対しての答えはありませんでした。」と証言している。他方で第8回委員会の中で、柚谷議員は、「この契約の経緯について、詳細に20分ぐらい説明をしたことを覚えております。」と証言している。2人の証言は真つ向から相反するものである。

また、第8回委員会の中で柚谷議員は鈴木議長から「柚谷先輩、この契約の内容だとあなたは議員を辞めなければならぬ内容になっていないか」と言われたと証言し、鈴木議長は、第9回委員会の中でそのような発言は一切していないと証言している。このことも、2人の証言は真つ向から相反するものである。

しかし、鈴木議長が、副町長の人事案件を可決させ

提起すべき立場にあった。

ところが、鈴木議長は、なすべき問題提起を怠っている。

また、業務委託契約の締結そのものに疑念があり、その経緯を明らかにしたかったのであれば、建設課又は総務課に問い合わせすれば良かったものである。当時の決裁した三役、建設課長が交代していても、記録は残っており、契約締結の経緯は容易に調査可能であったはずである。

ところが、鈴木議長は、担当課に対し、そのような問い合わせをしない。問い合わせさせずれば、三厩観光開発株式会社の登記情報を自ら費用を支出してまで取り付ける必要もなかったはずである。鈴木議長は建設業者のことには詳しく、役場からの発注があつて、受注委託ができることを熟知している。

以上述べたことからすれば、鈴木議長が公文書のコピー流出の事実の指摘る目的で柚谷議員の下に赴いたということは、経験則上合理的に認められる事実である。

反面、そのような発言をしていないという鈴木議長の証言は、信用できず、虚偽の陳述であると考えられる。

よって、鈴木議長の証言については、地方自治法第100条第7項に規定する虚偽の陳述がなされたことにより、同条第9項に基づき、鈴木議長を告発することと本委員会において決定した次第である。

公文書管理と鈴木議長の不当な強要に関する調査特別委員会の委員長報告について
◎賛成 福井 洋一 副委員長 石岡 勉 委員 原 芳雄 委員 記田 慶市 委員
◎反対 浜谷 恭市 委員 戎 修 委員 高坂 茂 委員 三上 満 委員
※賛成4・反対4の同数により、安藤英博委員長の裁決により可決。
※鈴木進議長、柚谷和穂議員は、当事者のため除斥。

委員長報告を第138回臨時会で審議

令和4年10月20日開催の第14回「公文書管理と鈴木議長の不当な強要に関する調査特別委員会」で可決された委員長報告（最終報告）は、令和4年10月31日開催の第138回臨時会において審議されました。

委員長報告 に対する質疑

問 三上満議員／この調査報告書において、4月6日の鈴木議長と杉谷議員の発言は、真つ向から相反するものであったとしているが、なぜ、鈴木議長が副町長の人事案件を可決させたというのかが、経験則上合理的に認められる事実であると断言し、杉谷議員の「杉谷先輩、この契約の内容だとあなたは議員を辞めなければならぬ内容になっている。4月7日の午前中までに返事が欲しい。」と述べた内容について、合理性があり、信用できるものであるとし、それに対して、鈴木議長の証言は信用できず、虚偽の陳述であると考えられるのか、委員長報告の調査と総括を改めて伺っても、全く納得できないものである。まさに、このことをもって鈴木議長が

虚偽の陳述をしたというところで告発するというのは、それこそ鈴木議長の名誉を傷つけ、いたずらにその政治生命を断とうとする目的に基づいたものだとわざわざを得ない。よって、なぜ鈴木議長の一連の発言が虚偽の陳述であったと判断できるのか、改めて伺いたい。

答 安藤英博委員長／これについては、第13回調査特別委員会、各委員の皆さんから積極的な意見、質疑をいただき、十分な時間をかけて質疑を行った。第13回特別委員会での決定のとおり、最終報告書を見ただけであればと思う。

なのかわからなかったと結論づけるべきと考えるが、委員長の考えを伺いたい。

答 安藤英博委員長／先ほど述べたとおり、この報告書については、皆さんと協議をして、第13回で承認され、決定している。

問 三上満議員／何度この報告書を読み返しても、そこから伺えるのは、いたずらに鈴木議長の名誉を傷つけ、その政治生命を絶とうという目的があると考えざるを得ない。そういう目的があるのか。

答 安藤英博委員長／これについても、約1年10カ月かけて、各委員の方々からも、十分な質疑、意見等伺ってきた。私は、あくまでも全委員から選ばれた、公平中立の立場で、委員長としてその責務を皆様方、全員から与えられて、1年10カ月対応してきたのは、自信を持っている。三上議員が言ったように、問題があるかないか、何が問題だったか。これを調査す

るのが100条委員会であって、皆さんとともに議論してきた。そして、議論をいくらしても、やっぱり決めなければならないときは、皆さんの意見で、民主的に決められた報告書である。私は、それ以上のものは、もう何もないと思う。

問 戒修議員／第13回委員会でも指摘したが、委員長報告の「そこで、本町議会は、公文書の管理、保管、庁外に流出した経緯、原因、また、鈴木議長が杉谷議員宅に公文書のコピーを持参し、交付したことの背景、とりわけ鈴木議長が杉谷議員宅を訪問した動機や目的、発言内容等を明らかにすること、町政の法令遵守を徹底し、再発防止と信頼回復を図ることとした。」とあるが、そのために定例会において、「発議第1号「公文書管理と鈴木議長の不当な強要に関する調査の決議（案）」が提出され」とある。この発議第1号が提出される前に、本

町議会は「再発防止と信頼回復を図ることとした。」とある。ここは、事実でない。発議第1号が出される前に、議会でこのような意思決定をしたことはないと考えますが、いつ、どのような形で、本町議会がこのような決議をしたのか。

答 安藤英博委員長／この点についても、これまで皆さんに議論も含めて、質問なり質疑も十分させた中で決定された文章である。戒議員が言った内容も、十分、皆さんからの納得も含めて決定されたものである。

このことが委員会において決定されたことであると答弁をしたが、私が聞いているのは、「本町議会は」から「信頼回復を図ることとした。」という、この部分である。議会はこのような決議をいつしたのかという質問に対して、一切答えがない。第13回の100条委員会の中で、副委員長の福井洋一さんは、私のこ

の質問に対して、「この公文書管理と鈴木議長の不当な強要」ということで、何をじゃあ調べるのかというところを、推しはかかって、ここでこの文言がだめだということであれば、そうでありますが」と。「やっぱりはその調査をするに当たり、委員長と協議したが、今後、町として、議会として、どういう姿をこの100条委員会に調査するべきかというところで、前段でこの文言を持って来たわけでありまして、そこは皆さんで協議していただければというふうに考えます」と。推しはかかってということをして、これは事実ではないということを、起案者である委員長、副委員長が認めたということである。事実でないことを報告書に載せるといふことは、それが通るのか。

答 安藤英博委員長／結論と総括の中でもうたっているが、これを判断して最終報告書を作り上げたの

は、経験則上、これまでのさまざまな議論、また自然につかんだ法則も踏まえ、合理性のある内容で最後、皆さんにまとめた。これまで、100条委員会では皆さんいろいろな質疑しながら意見を伺い、十分深めて来て、それで委員長、副委員長とも協議して、皆さんから承認されてまとめたものを皆さんに諮って決定したものである。あれだけ何十回も、証人尋問も含めて、また、沼田弁護士も来て、いろいろ勉強会もしながら、いろんな角度から、皆さんに、十分、納得また、正しい判断をしてもらう、このことで我々9名の委員が一体となって協議してきた。それに尽きると思う。

問 戒修議員／先ほど指摘したとおり、「本町議会は、公文書の管理、保管、庁外に流出した経緯、原因、また、鈴木議長が杉谷議員宅に公文書のコピーを持参し、交付したことの背景、とりわけ鈴木議長が杉谷議

員宅を訪問した動機や目的、発言内容等を明らかにすること、町政の法令遵守を徹底し、再発防止と信頼回復を図ることとした。」という文言は、この報告書全体に言えることだが、これは事実ではなくて、推認、考えられる、結局そういうところで、作ったものであるということか。

答 安藤英博委員長／公文書が流出した問題については、当時担当した、元建設課長、前建設課長、現建設課長、総務課長、山崎町長も含めて、各方面から証人尋問をして、問題があったという言葉をいただいている。私と副委員長とともにまとめたものであって、これは証人尋問の中で出されている。

意見 高坂茂議員／一つ私の中で腑に落ちない点がある。それは、杉谷議員が警察に行つて議長を訴えたが、それは却下されている。その中で、今回の100条委員会の中にもあ

ところでは、その発言はしていない。委員長は、柚谷議員、鈴木議長が、実際に2人で副町長の選挙について、頼んだとか頼まれたとか、強要したというのは、どこでその事実があったと感じるのか。

答 安藤英博委員長／この点についても、これまで証人尋問で各委員から十分質問して、また、鈴木議長も山崎町長も柚谷議員もその内容が互いに相反する部分もあるが、100条委員会でも聞いて、答えている。それに基づいて、私と副委員長が、皆さんからの承認を得て、最終報告書、中間報告書をまとめるということでも決定されて作った。そこには、私と副委員長がそう思うとか、付け加えるものではなく、あくまでも委員会で議論された議事録の内容でまとめている。

問 戒修議員／結局、柚谷議員は鈴木議長から、この問題になった副町長の選挙については、当日何も

言われていない。また、議長も柚谷議員に副町長の件については話していないということでもよろしいか。

答 安藤英博委員長／証人尋問の中でも言っているが、議長が副町長の経歴書を持ってお願いに来ていることは、きちんと承認されている。町長の証人尋問の中でも、福井委員から、「勝算があり、勝ち馬に」という証言もきちんとされている。副町長の人事案件と関連しているというのは、証人尋問で言っている。それで、鈴木議長は、経歴書を持ってきてこういう方だということである。その関連から論理的にまとめたものなので、それ以外のものは入っていない。

問 戒修議員／委員会の中で、委員長は、全会一致で推挙された委員長、あなたたちも選んだのだというふうに言われた。安藤委員長を第1回の委員会で推薦したのは私である。これまで安藤議員は、20代から

選挙に出て、ずっと日本共産党の議員として活躍されてきた。これまで日本共産党は民主主義の最も大切なことは、少数意見を尊重することであると常々主張してきた。そういった政党のベテラン議員だからこそ、少数意見を尊重し、公正な委員会の運営ができると思っただけで、これを偽証の可能性があるとして、それを証言できるとして、それを証言できるとして、前年まで除排雪を請け負った会社の社長、また、柚谷議員宅に除雪をお願いをした職員を証人として招致するように提案したが、可否同数によって、委員長裁決で否決された。委員会が承認した最終報告書に、「本町議会は」から始まり「鈴木議長が柚谷議員宅に公文書のコピーを持参し、交付したことの背景、とりわけ鈴木議長が柚谷議員宅を訪問した動機や目的、発言内容等を明らかにする」と書いてある。動機や

目的、このことを徹底的に調査するのを拒んできたのは、この委員会の設置に賛成した方々だと思っ。委員長、柚谷議員が偽証の可能性があると、要請した証人を、可否同数で、なぜあなたに否決したのか。本当に正しい結果を得ようとするならば、いま一度、関連する証人を呼んで、その証言を聞くという手間をとらなかったのか。

答 安藤英博委員長／これは、100条委員会という正式な場であり、同数になった場合は必ず判断しなければならぬ。しかし、今回の内容については、1年10カ月もかけていろいろ調べて、調査、研究もして、また、各委員のいろいろな声も聞きながら、本当から何か、どちらに問題があるのかを委員長として判断するには、非常に慎重に取り扱った。その結果、これまで皆さんと協議した内容も含めて、民主的な立場で判断したので、きちんとした

委員長報告 に対する 討論

三上 満 議員

反対 委員長報告書の2つ目、鈴木議長の不当な強要に関する調査について、鈴木議長が業務委託契約の内容に基づいて、柚谷議員に圧力をかけ、副町長の人事案件を可決させる目的で、柚谷議員宅に赴き、何らかの発言をしたということについて、鈴木議長が虚偽の陳述をしたという報告書であるが、まさに、そのことこそ、合理的に認められるものではなく、あくまでも真相はわからなかったと結論づけるこそ、合理的であると考える。仮に、この委員長報告どおりに告発したとしても、いろんな判例を調べてみるに、この件はほぼ100%不起訴になると考えられる。そうであるならば、この件は経験則上という名のもとに、鈴木議長をいたずらにその名誉を傷

つけ、その政治生命を絶とうとする目的に基づいたものと考えざるを得ない。鈴木議長が業務委託契約の内容に基づいて柚谷議員に圧力をかけ、副町長の人事案件を可決させるという目的を達成しようなどというものは、まさにこじつけであり、それぞれの妄想に過ぎないものと考えられる。よって、鈴木議長が虚偽の陳述をしたというところで、鈴木議長を告発するという、この委員長報告には断固反対する。

賛成 最初は、公文書管理について討論する。令和2年2月中旬に、鈴木議長宅の郵便受けに入っていたとされる、除排雪の業務委託契約書(案のコピー)文書等について、いつ、誰が、どのように入手したのか解明できなかったことは極めて残念であるが、全ての証人が、今後、書庫の施錠、公文書管理の見直しなどに取り組む姿勢を明らか

にしたことから、委員長報告に全面的に賛成する。続いて、鈴木議長の不当な強要に関する件について討論する。令和2年2月中旬に鈴木議長宅の郵便受けに入っていたとされる公文書のコピーを、鈴木議長は手元に置いておき、それから1カ月半以上も経過した4月6日の午後、柚谷議員宅を訪問し、その文書と、調査会社に4月6日に依頼し、その日に入手した三厩観光開発株式会社の役員名簿を持参した。この4月6日は、副町長選任の臨時議会が開催される前日である。3月末から副町長選任の人事案件の動きがあり、町長と鈴木議長が一体となって行動する姿を批判する議員が増えていた。4月に入ると、副町長選任一色の状態になってきた。しかし、副町長選任は6対4で否決されるので、提案される方の経歴に傷がつくだけであり、今回は提案を取り下げるべきだという議員の提言に町

長は、勝算がありますという発言をしていたが、鈴木議長は突如4月6日の午後何のために訪問したのか。鈴木議長は「業務委託契約書の内容に疑義があるので、それを解明したい」と証言し、また「私の質問に答えることがなく、時間だけが経過していくので、あした4月7日の正午までに教えてください」と言っていた。一方、柚谷議員は「柚谷先輩、この業務委託契約書では、あなたは議員を辞めなければならぬ」と言われ、さらに「あしたの正午まで返事をいただきたい」と言われたと証言している。2月中旬に、鈴木議長宅の郵便受けに入っていたとされる、業務委託契約書について、4月6日の副町長選任の臨時議会の前日まで、ただの一度も動きをしていなかった鈴木議長が、契約書の疑問点を解明するため柚谷議員宅を訪問し、その返

判断をしないで委員長の裁決をしたというところは一切ないので、理解していただきたい。物事を決める場合は右か左か、判断しなければならぬときは、人間必ずあると思う。そこで私、委員長が退場したり、両方の旗をあげるということはできない。みんなの意見を聞いての判断である。公文書が流出してポストに入っていたものを、本来であれば役場に持って行くのを、柚谷議員のところに行っている自体、そこについて問題だとは議事録にひくこともない。ただ、私はどんな方でも、どういことがあっても一つになって、いいものはい、悪いときはみんな悪い、そういう議員であるべきだと思っ。私は、外ヶ浜町議会の議員として、誰であつてもだめなものだ、いいものはいいと言え、そういう議員であつてほしいと思っ。

事をして翌日の臨時議会の午前中に求めるなどということはない。結果的に、返事ももらえなかつたばかりか副町長の人事案件も否決となつた。鈴木議長が証言どおり、業務委託契約書に疑問を持っていったなら、それから取りかかれるのに、4月7日から今日まで2年6カ月経過している。その間、何らかの動きがあつた事は全く聞かえていない。このことから、柚谷議員宅に行つたのは業務委託契約書の疑問を解明するためではなく、副町長の人事案件を可決させる目的であつたことは明白である。よって、委員長報告を全面的に支持する。

反対 鈴木議長の不当な強要に関する調査について、報告の中にある動機に関して、この報告書に記載されている内容は、全て推測に基づいて断定して書かれてい

浜谷 恭市 議員

反対討論する。報告の中にある動機に関して、この報告書に記載されている内容は、全て推測に基づいて断定して書かれてい

る。何の証拠もなく、誰からの証言もなく、そういう内容で断定して書かれている。これは、到底、受け入れることができない。また、その次の、相反する当人同士の会話の内容に關しても、証拠もなければ、まさにこれは、言った言わないの話である。誰かが立ち会って話を聞いたわけでもない。当然、その会話の内容を証言する方もいない。これも、全て推測に基づいて断定されている。こういった、推測に基づいた断定によって、鈴木議長の証言だけが虚偽ということにされている。これは、法令等を重視しなければならぬ我々議会人とすれば、推測だけで、あなたが言うことはいくらも、虚偽だと決めるのは、非常に危険なことである。そして、この報告書の最後には、告発ということまでなっている。推測に基づいて、断定によって書かれたこの報告書、このまま告発ということになると、鈴木議長の

名誉棄損が非常に懸念され、危険な報告書であると考える。こういった考え方から、私は今回の委員長報告に対しては強く反対する。

福井 洋一 議員

賛成

委員長報告に賛成の立場から討論を行う。

1点目の、公文書管理に關する調査であるが、山崎町長及び、町執行部は「文書が役場から漏れるということ、非常に問題がある」というふうに思っており、「二度とないよう」に、文書規程も見直しして、しっかり運用していくべきと考えております」と証言している。公文書のコピーを誰が流出させたのか特定できなかったことは反省すべきだが、山崎町長をはじめ町執行部は公文書を流出させたことの事実を認め、改善する必要があるとし、書庫の施錠の実施、公文書管理規定の見直しなどを実施するとした。二度とこのよう

な不祥事案を発生することがないよう苦言を呈し、委員長報告のとおり賛成する。2点目の、鈴木議長の不当な強要に關する調査についてであるが、鈴木議長が令和2年4月6日、柚谷議員宅を訪問し、公文書のコピーを持参し置いてきたことは、委員会での記録の提出、鈴木議長の証言からも事実であった。山崎町長はじめ町執行部が、公文書が出回るといふことは、当然、正当ではないと思えます。と証言していることから、公文書のコピーを持参した、4月6日の鈴木議長

の言動は不当な行動であり、目的、意図があったものと考えている。鈴木議長は、公文書のコピーがポストに入っていたとする2月中旬から4月6日に柚谷議員宅を訪問するまで、何も行動を起こしておらず、いつでも話せるという2人の間柄を考えると、ただ時を経過させたことは不自然である。その6日は、4月7日臨時議会で副町長の人事案件があ

る前日の言動であり、余りにも唐突で、除排雪の業務委託契約書の経緯を聞いたとする鈴木議長の証言には、信ぴょう性、合理性がない。議長という立場を考えた場合、公文書のコピーを柚谷議員に交付したということは、単に軽率な言動だったということでは済まされない。その言動は、副町長の人事案件を可決するためには、必然性があった事だと考察する。柚谷議員は「鈴木議長が「柚谷先輩、議員を辞めなければならぬ内容になってるよ」、「7日の正午までに返事をください」と帰っていったわけです」と証言している。一方、鈴木議長は「4月6日の訪問、言動は柚谷議員に対し、強要に当たる言動はない」と証言している。しかし、令和2年3月28日、副町長の人事案件で、鈴木議長と町長2人で、私、福井洋一宅に来て、鈴木議長が副町長の人事案件に賛同を求め

日は副町長の人事案件があります。私としては、あくまでも、それはそれ、これはこれという考えで午前中というところでお話をしました」と証言している。鈴木議長の証言と、鈴木議長が4月6日にとつた言動等は、余りにも矛盾し整合性がとれないものであり、4月7日の副町長の人事案件を可決するための目的、意図があったと強く考える。以上のことから、鈴木議長の不当な強要に關する調査については、鈴木議長が証言したこと、信頼性、合理性もなく、虚偽の陳述であるとした委員長報告に賛成する。いずれも、委員長報告を全面的に支持する。

戒 修 議員

反対

初めに、議長、町長の名誉のために話す、この報告書に「行政と

議会が車の両輪として、町民の安全、安心を担保し、幸福な生活を実現するために努力をしている」とある。

委員長報告に賛成の方々は、副町長の人事に關して、4月6日の鈴木議長の行動を結び付けようと考えているが、その前の段階では、確かに町長と議長が一緒に行動したことは事実である。それは、県知事が推薦した、この町にとつてふさわしいという副町長の人事、これをなんとしても通したい。そう思うのは、町を思う議員であれば、また町長であれば、当然のことである。しかも、この方は、経歴を見ても、本当に我が町にとつてふさわしい方だった。ところが、この候補者と対面しようとしたとき、最初からこの方の人間性に関係なく反対する方々は、いざ、この候補者が来るといふときに退席し、聞く耳を持たなかった。最初から反対ありきでやった方々が、事実とはかけ離れた個人的な感情でもって、鈴木議長をおとしめようとしている。これは許されるべきものではない。委員

長報告に「本町議会は、公文書の管理、保管、庁外に流出した経緯、原因、また、鈴木議長が柚谷議員宅に公文書のコピーを持参し、交付したことの背景、とりわけ鈴木議長が柚谷議員宅を訪問した動機や目的、発言内容等を明らかにすること、町政の法令遵守を徹底し、再発防止と信頼回復を図ることとした」とあるが、このような事実はないということ、先ほどの質疑でも、第13回100条委員会でも、起案者の1人である福井洋一議員が認めている。このことから、この委員長報告書は、虚偽の部分と、また、この報告書で決定づけられている、鈴木議長が虚偽の報告を証言しているということも推認。ところが、委員会では、柚谷議員が偽証している可能性があるとして提案した証人を招請することに對して否決している。真実を解明するために公正な立場で委員

会を運営している委員長であれば、一旦立ちどまって、証人を招請してもおかしくなかったはずだが、それを拒否した。また、今、賛成討論をしている方々は、地方公共団体の事務に關して調査権があるという、この100条委員会、これに關連づけて鈴木議長の行動を調査してきたが、本来、議員個人の行動は、地方公共団体の事務ではない。また、この問題の根本である、随意契約書の中身については、一切触れることが許されなかった。議会において一般質問で取り上げようとしたが、そこでも議運の安藤委員長裁決によって、この前代未聞の業務実績がない会社との除排雪の随意契約の業務内容を調査することができなかつた。そういったことから、この委員長報告書は余りにも一方的で、鈴木議長をおとしめようという意図が余りにも大きすぎる。結局、これまでの100条委員会におい

て、鈴木議長が不当な強要をしたという事実は明らかにされなかつた。不当な強要ということには、柚谷議員がこの契約内容について、きちんと説明できれば済んだはずであるが、説明出来なかつた。また、この業務内容について踏み込むと、議員の兼職禁止ではない、もっと大きな問題に広がる可能性があるため、それをずつと拒んできたというのが実態ではないかと推認する。ですから、私はこの委員長報告に反対する。

石岡 勉 議員

賛成

私がなぜ、この委員長報告に賛成するのかと

言うとき、この問題が表面化されたとき、なぜ、鈴木議長が公文書のコピーを持つて柚谷議員宅に行ったのか。なぜ、4月6日なのか。そこに尽きるところ。証人尋問で鈴木議長は、契約に疑問があったから、2月半ばに自宅のポストに投函されてあつたもの

を持っていったと証言している。しかし、委員長報告にあったとおり、議長という立場の人が公文書のコピーを持って歩く行為そのものは、明らかにだめなのではないか。そして、そのいった日が、副町長の人事案件がある前日である。そこで、柚谷議員宅にいつて、柚谷議員と契約内容についての説明を求めたという証言、鈴木議長は、答えがなかったから明日の昼までという期限を申し述べた。逆に、柚谷議員は20分くらい丁寧の説明したという証言である。確かに、相反する証言である。そして、4月7日が過ぎ、その後、柚谷議員が警察に届け出たと我々も耳にすることになり、警察は警察なりの捜査をして、青森地方検察庁に書類送検した。それが、青森地方検察庁では不起訴の処分であった。だからといって、何もなかったのか。不起訴だから無実なのか、私はそうは思わない。検察が判断

しなかっただけの話である。それで、柚谷議員が令和2年12月の定例会において動議を提出して、この100条委員会が設置されたわけである。13回に及ぶ委員会が開かれた中で、いろいろな意見が出た。契約内容がおかしい、兼業以上の厳しい問題だとか、こう言っているけれど、柚谷議員は悪者であるという、そのようにとれる発言ではないか。しからば、書類を持っていつて見せた鈴木議長の行動は、問題があると私は思う。まして、副町長の人選には、一言もない。一言もいうわけがない。明日やることである。ここにいる議員は政治経験が多い議員ばかりである。これこそ、経験則上、次の日の課題の前日に行動をする。まして書類を持っていくのだと。言わずもがなである。そういうことから考えて、鈴木議長のとった行動そのものが、今回この調査委員会になって結びついている。先ほど

来、反対者の中で、契約そのものを問題視している方がいる。これは、100条委員会が終わったあとに、関係者を呼んで、ぜひともやっていたら良かった。議長が疑問を持っているのであれば、鈴木議長にもそういうふうにはやってほしい。なぜ、議長自ら2月に手に入れたものを、1カ月半あためて持っていくのか。その間、柚谷議員と何回も役場内で会っているが、一切そのことを、おくびにも出していない。これは、議会としても非常に残念なことである。しかしながら、鈴木議長が4月6日に書類を持っていったという事実が消せない。何を意味しているのか。ここにいる議員は、恐らく、その意味なり、理解していると思う。そういうことから考えて、この委員長報告は、1年以上に及ぶこの委員会の各回で行われた議事録からまとめ上げたものであって、私はこの最終報告書を可としたい。

公文書管理と鈴木議長の不当な強要に関する調査特別委員会の委員長報告について

◎賛成

福井 洋一 議員
石岡 勉 議員
原 芳雄 議員
安藤 英博 議員

◎反対

浜谷 恭市 議員
戎 修 議員
高坂 茂 議員
三上 満 議員

※賛成4・反対4の同数により、記田慶市副議長の裁決により可決。

※鈴木進議長、柚谷和穂議員は、当事者のため除斥。

議会広報特別委員会

委員長：戎 修

副委員長：福井洋一

委員：高坂 茂 / 原 芳雄
安藤英博 / 記田慶市

今回の「議会だよりそとがはま号外」について、百条特別委員会委員長報告（最終報告）は全文を掲載しました。また、質疑および討論は、発言した全議員を発言順に掲載し、その内容については、要約して掲載しました。

※浜谷恭市広報委員は、2月24日をもって広報委員を辞任しました。